

## 石狩北部地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び石狩北部地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年石狩北部地区消防事務組合条例第 6 号）第 6 条の規定に基づき、人事行政の運営の状況について、次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 15 日

石狩北部地区消防事務組合  
管理者 加藤 龍 幸



### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員採用の状況（令和 3 年度）

区分	大卒	短大卒	高卒	中卒・その他	計
消防吏員		4 人	1 人		5 人
消防職員					
計		4 人	1 人		5 人

※「消防職員」とは、消防吏員以外の一般職員をいいます。

#### (2) 退職者の状況（令和 3 年度）

区分	定年	早期	再任用満了	その他	計
消防吏員			1 人	2 人	3 人
消防職員			1 人		1 人
計			2 人	2 人	4 人

※「その他」とは、自己都合、死亡、免職等による退職者をいいます。

#### (3) 職員再任用の状況（令和 3 年度）

区分	消防吏員	消防職員	計
人数	5 人	1 人	6 人

#### (4) 組織別職員数（各年 4 月 1 日現在）

区分	令和 4 年	令和 3 年	対前年増減数
消防本部	16 人	15 人	1 人増
当別消防署	48 人	45 人	3 人増
新篠津消防署	16 人	16 人	増減なし
石狩消防署	112 人	113 人	1 人減
計	192 人	189 人	3 人増

#### (5) 年齢別職員構成の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分	20 歳	20 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	計
	未満	20 歳 ～ 24 歳	25 歳 ～ 29 歳	30 歳 ～ 34 歳	35 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 44 歳	45 歳 ～ 49 歳	50 歳 ～ 54 歳	55 歳 以上	
消防吏員	1 人	22 人	20 人	27 人	17 人	37 人	41 人	15 人	10 人	190 人
消防職員								2 人		2 人

## 2 職員の競争試験及び選考の状況（令和4年度採用）

職種	受験申込者数	一次試験受験者数	一次試験受験率	一次試験合格者数	二次試験受験者数	最終合格者数	競争率
消防（初級）	40人	38人	95%	21人	17人	5人	8倍

※上級の採用なし

## 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
298,772円	384,076円	39.0歳

※「平均給与月額」とは、給料及び手当（期末・勤勉、寒冷地、退職手当を除く。）の合計額をいいます。

(2) 初任給基準の状況（令和3年4月1日現在）

区分	大卒		短大卒		高卒	
	額	初任給	額	初任給	額	初任給
石狩・新篠津 消防吏・職員	182,200円	行政職 1級25号俸	163,100円	行政職 1級15号俸	150,600円	行政職 1級5号俸
当別 消防吏・職員	182,200円	行政職 1級41号俸	163,100円	行政職 1級31号俸	150,600円	行政職 1級21号俸

(3) 職員手当の状況

ア 期末勤勉手当（令和4年4月1日現在） ※（ ）内は再任用職員に係る手当

区分	内 容		
	期末手当		勤勉手当
6月期	石狩・新篠津	1.2月分(0.675月分)	0.95月分 (再任用0.45月分)
	当別	1.275月分(0.725月分)	
12月期	石狩・新篠津	1.2月分(0.675月分)	0.95月分 (再任用0.45月分)
	当別	1.275月分(0.725月分)	
計	石狩・新篠津	2.4月分(1.35月分)	1.9月分 (再任用0.9月分)
	当別	2.55月分(1.45月分)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			

イ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

条例等の名称	手当の種類（手当数）
職員の特種勤務手当に関する条例	消防業務手当・出動手当・防疫業務手当（3種類）

ウ 時間外勤務手当

時間外勤務手当	令和3年度	支給総額	59,411千円
		職員1人当たり支給年額	330千円
	令和2年度	支給総額	50,346千円
		職員1人当たり支給年額	297千円
	令和元年度	支給総額	54,129千円
		職員1人当たり支給年額	311千円

エ 扶養手当等（令和4年4月1日現在）

手当名	区分	内 容	
扶養手当	共通	・配偶者	6,500円
		・扶養親族（子） 1人につき	10,000円
		・扶養親族（子以外） 1人につき	6,500円
		・扶養親族である子のうち16歳から22歳までの子	5,000円（加算）
住居手当	石狩	・借家、借間（家賃月額12,000円以上）家賃に応じて最高 ・持家	27,000円 支給なし
	当別	・借家、借間（家賃月額7,000円以上）家賃に応じて最高 ・持家 居住区域に応じて最高	27,000円 8,000円
	新篠津	・借家、借間（家賃月額12,000円以上）家賃に応じて最高 ・持家 居住区域に応じて最高	27,000円 9,000円
通勤手当	石狩	・公共交通機関を利用する場合 運賃に応じて最高 ・交通用具（自動車等）を利用する場合 2km以上で距離区分に応じて 2,400円から最高	55,000円 32,000円
	当別・新篠津	・公共交通機関を利用する場合 運賃に応じて最高 ・交通用具（自動車等）を利用する場合 2km以上で距離区分に応じて 2,000円から最高	55,000円 31,600円

オ 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

	区 分	金 額
議会議員	議長	日額 11,000円
	副議長	日額 10,000円
	議員	日額 10,000円
監査委員	識見を有する者	日額 10,000円
	議会議員選出	日額 10,000円
顧問弁護士		予算の範囲内で管理者が定める額

(4) 職員の勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

職員の勤務時間	1週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
毎日勤務者	38時間45分	8時45分	17時15分	45分
隔日勤務者	38時間45分	8時45分	8時45分	8時間30分

※再任用短時間勤務を除く

(5) 年次有給休暇の取得状況

区分	内 容	平均取得日数
毎日勤務者	1の年度年に20日付与（4月1日付新規採用職員は15日）。	11.6日
隔日勤務者	翌年度に20日を超えない範囲の残日数のみ繰り越せます。	12.6日

※1の年度につき最高40日付与

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和3年度）

区分	内 容	状 況
分 限	分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合など、一定の事由がある場合、職員の意に反して降任、免職、または休職することをいいます。	0名
懲 戒	懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、戒告、減給、停職または免職の処分をすることをいいます。	1名

#### 5 職員の服務及び休業の状況

- (1) 育児休業の取得状況  
令和3年度 1名
- (2) 介護休暇の取得状況  
令和3年度 0名

#### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

##### (1) 職員研修の状況（令和3年度）

学校	内 容	人数
研 修	北海道消防学校 北海道市町村職員研修センター 消防大学校 札幌市消防学校	27人

##### (2) 勤務成績評定の状況（令和3年度）

概 要
地方公務員法第23条の2に基づき、職務に必要な能力及び勤務態度などの観点から総合的な評価を基に、公正・適切な人事管理を行っています。

#### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

##### (1) 健康診断の状況（令和3年度）

健康診断の種類	対象者数	受診者数	受診率
総合健診（人間ドック）	126	126	100%
定期健康診断	129	129	100%

- (注) 1 総合健診は、30歳～39歳の職員は隔年で、40歳以上の職員は毎年1回実施しています。
- 2 定期健康診断は、30歳～39歳の総合健診の対象外の職員と、30歳未満の職員で実施しています。

##### (2) 公務災害の認定件数の状況（令和3年度）

区 分	実施主体	内 容
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。 (令和3年度認定件数 3件)

(3) 職員福利厚生会の状況

職員福利厚生会は、地方公務員法第42条の規定により、相互扶助の精神に基づいて会員の親睦福祉を図り、福利厚生及び教養文化に関する事業を実施することを目的として設立されています。

この職員福利厚生会は、職員の会費で運営されています。

【職員福利厚生会の概要】(令和4年度)

会員数	187人(令和4年4月1日現在)
総事業費	4,015千円
構成市町村の交付金	0千円
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・各署福利厚生事業</li><li>・職員研修助成事業</li><li>・スポーツ活動助成事業</li><li>・互助会レクリエーション厚生事業</li><li>・各種祝金等給付事業</li></ul>

8 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和3年度)

該当なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況(令和3年度)

該当なし